

判断に迷う！

会則研修 3 時間

譲渡所得の実例事例 厳選20選

譲渡所得税の申告については、専門的に行っている事務所はほとんどなく、大きな事務所でも担当者別では、年間数件以下しか申告書を作成していないのではないのでしょうか。そのため、基礎的な内容でも、ついっかりと失敗をしてしまうことがあります。そこで、今年の譲渡所得税の申告で失敗がないように、実際にあった誤りやすい事例を20選厳選し説明していきたいと思います。

2025.10.31日
13:30-16:30

プログラム（抜粋）

- 1 時価額に20%以上開差がある土地の交換特例の適用
- 2 交換特例を適用して申告する場合の時価差額の取り扱い
- 5 財産分与で取得した不動産の取得費
- 7 上場株式の取得費が分からない場合の確認方法
- 8 不動産の取得価額が分からない場合の申告対応
- 11 平成21年・22年に取得した土地の1,000万円の特別控除
- 13 建物を取り壊して更地を売却する場合の譲渡費用
- 14 相続税の換価分割の場合の譲渡所得の申告者
- 17 土地を分筆して一部を譲渡した場合の測量費等の計上額
- 18 3年前に居住していた土地建物を相続して売却した場合の居住用の3,000万円控除

…etc



講師 山下 太郎 氏

山下税理士事務所
税理士・不動産鑑定士

※インターネットライブ配信（生中継）のセミナーです。

お申込みいただいた方には、2025年11月1日～2026年1月31日迄までアーカイブ配信をしますので、それまでは再視聴が可能です。

「会則研修3時間」の対象は10月31日（金）のライブ配信の視聴のみとなりますので、ご注意ください。

※本セミナーでは「協同組合利用券」はご使用になれません。

※レジュメは事前にメールにてデータ提供させていただきます。必要に応じて各自で印刷をお願いいたします。

お申込み

第一法規 セミナー

検索

弊社HPの特設サイト

もしくは下記FAXよりお申込みください

<https://daiichihoki.satori.site/seminar/zeimu/20251031/index.html>


セミナーお申込書（FAX用）

第一法規 販売促進第一部 行

FAX 0120-202-982

〈受講料について〉(A) …東地税協の組合員及び準会員／(B) …(A) 以外の方	開催日時
(A) …5,000円 / (B) …6,000円	10月31日(金) 13:30～16:30
※どちらか一方を丸で囲んでください。追ってご請求書を発送いたします。	

年 月 日

ご住所	〒 —		
税理士登録番号		支部	
事務所名			
フリガナ ご氏名	様	TEL	—
メールアドレス			

※セミナーの視聴URLをお送りしますので、お間違いのないようご記入をお願いいたします。

＜お客様の個人情報の取扱いについて＞ お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（<https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php>）もしくはフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル■TEL 0120-203-696 ■FAX 0120-202-974

〈本件に関するお問合せ先〉



第一法規株式会社

【販売促進第一部】担当：塚本・大庭

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17 TEL：03-3796-5421